

家畜市場を通じての子牛の販売分について

子牛の買い手は、免税事業者からの仕入れについて、仕入税額控除できなくなるので、**子牛のせり価格に影響が生じる可能性があります。**

経過措置等踏まえ、免税事業者のままか、課税事業者になるかを、自らの経営の現状や今後の展望を踏まえ、ご検討ください。

1 子牛の買い手(殆どが課税事業者)は、インボイスを交付できない免税事業者からの仕入れに係る消費税分を仕入税額控除できなくなるため、**免税事業者のままである場合、出荷する子牛(※)のせり価格に影響が生じる可能性があります。**

※ せり名簿等により出荷者がインボイス発行事業者かどうか事前に表示されます。

2 ただし、買い手においては**経過措置(※)**により、免税事業者からの仕入れであっても、**仕入れ分の消費税の一定割合を控除できることから、せり価格への影響は抑えることができます。**

※ 免税事業者からの仕入れに係る経過措置

買い手である課税事業者は、免税事業者からの仕入れであっても、

- ① 令和5年10月から3年間は、仕入れに係る税額の80パーセント控除可能
- ② 令和8年10月から2年間は、仕入れに係る税額の70パーセント控除可能
- ③ 令和10年10月から2年間は、仕入れに係る税額の50パーセント控除可能
- ④ 令和12年10月から1年間は、仕入れに係る税額の30パーセント控除可能

3 また、免税事業者からインボイス発行事業者となる場合、令和8年9月30日を含む課税期間までは、**納税額を売上税額の2割に軽減する措置**、個人事業者の令和9年分及び令和10年分申告については、**納税額を売上税額の3割に軽減する措置が活用できるため、納税額は子牛を販売した売上税額の2割(3割)となります。**

4 これらを踏まえ、**免税事業者のままか、課税事業者(簡易課税制度を選択した事業者を含む)になるかを、自らの経営の現状や今後の展望を踏まえ、ご検討下さい。**

※ 簡易課税制度を選択した事業者になる場合、売上税額の7割を控除することが可能です。

■ 課税事業者のメリット

- ・ 売上げに係る消費税額から仕入れに係る消費税額を実額で控除することができ、農業用機械・施設等を導入した場合など、仕入れが多い年は、仕入れに係る消費税額から売上げに係る消費税額を差し引いた額の還付を受けることができます。
- ・ 売り先にインボイスを交付することができます。

■ 簡易課税制度を選択した事業者のメリット

- ・ 売上高だけから消費税の納税額を計算することができ、事務負担が軽減されます。(インボイスの保存がなくとも仕入税額控除が可能です。)
- ・ 売り先にインボイスを交付することができます。

注 家畜市場における家畜の取引は、**売り手と買い手が明確であり、卸売市場法に規定する卸売市場(それに準ずる卸売市場を含む)ではないことから、「協同組合特例」や「卸売市場特例」が適用されません。**